

暮らしを守る鳥獣害対策の展開

【鳥獣害防止総合対策 2,800(2,800)百万円】

対策のポイント

鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援します。

(野生鳥獣による農林水産業被害の現状)

- ・野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大しています。
- ・有害鳥獣の捕獲数が、10年前と比較してイノシシは4.8倍、ニホンジカは2.8倍、ニホンザルは1.5倍に増加しているにもかかわらず、農作物被害金額は約200億円で高止まりしています。
- ・野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えています。

政策目標

野生鳥獣による農作物等被害の軽減

< 内容 >

1. 鳥獣害防止総合対策の推進

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を総合的に支援します。

特に以下の対策を重点的に推進します。

農林水産業団体職員、市町村職員等による狩猟免許の取得
安全で効果的な捕獲に役立つ箱ワナなど、捕獲機材の導入
捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備
広域地域が一体となった侵入防止柵の整備
犬を活用した追い払い等被害防除技術の導入・実証
緩衝帯の設置(牛の放牧等)による里地里山の整備
被害対策や捕獲鳥獣の活用等を指導する人材の育成

2,800(2,800)百万円
補助率：定額、1/2以内等
事業実施主体：地域協議会等

2. 関連対策

各地域における取組を支援する観点から、アドバイザーの登録・紹介、被害防止マニュアルの作成・配布を実施します。

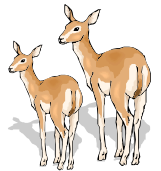
[担当課：生産局農業生産支援課鳥獣被害対策室(03-6744-2108(直通))]

暮らしを守る鳥獣害対策の展開

- 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村における被害防止計画の作成
- 被害防止計画を作成した地域に対し、被害防止計画に基づく取組をソフト面、ハード面から総合的に支援

被害防止計画に基づく地域の取組を総合的に支援

市町村・複数市町村レベルにおいて被害防止計画の作成



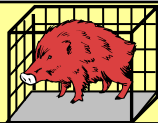
計画的・総合的な被害対策の実施

以下の対策を重点的に推進

個
体
数
調
整

狩猟者の減少に対応して
農林水産業関係団体職員、市町村職員等
による狩猟免許の取得

安全で効果的な捕獲を推進するため
箱ワナの普及促進



捕獲鳥獣の適切な処分を推進するため
捕獲鳥獣の地域資源としての活用促進

被
害
防
除

広域地域が一体となって侵入を防止するため
広域的な防護柵の整備促進

被害防除の取組を強化するため
犬を活用した追い払い等
被害防除技術の導入・実証



生
息
環
境
管
理

人と鳥獣の棲み分けに配慮して
緩衝帯の設置(牛の放牧等)等による里地里
山の整備



被害対策や捕獲鳥獣の活用等を指導する
人材育成

鳥獣害防止総合対策事業

個体数調整、被害の防除、
生息環境管理を総合的に実施

ソフト対策

【事業内容】

- ・箱ワナ等の捕獲機材
- ・生息状況調査
- ・追い払い対策
- ・緩衝帯設置 等

【補助率】

定額(上限200万円)

ハード対策

【事業内容】

- ・被害防止施設の整備
(侵入防止柵等の設置)
- ・処理加工施設の整備

【補助率】

1 / 2以内

(条件不利地域は55/100
以内
沖縄は2/3以内)

【事業実施主体】

地域協議会等

ソフト
ハ
ー
ド
一
体
的
な
取
組
を
支
援

関連対策

連 携

- ・効果的な捕獲技術や防除技術の開発
- ・各種公共事業の目的に応じ、鳥獣害対策の取組を支援
- ・アドバイザーの登録・紹介、被害防止マニュアルの作成・配布